

令和 6 年度住民税非課税化世帯等給付金について

【物価高騰対策給付金】

令和 6 年度新たに住民税非課税等となる世帯に対して 10 万円を給付します

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高騰による負担を軽減するための支援として、令和 6 年度新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となる世帯に対して、1 世帯あたり 10 万円の給付を行います。

また、給付金の対象世帯のうち、18 歳以下の児童を養育している世帯については、児童 1 人当たり 5 万円を加算します。

支給対象世帯

基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点で和泊町に住民登録があり、以下の要件のいずれかを満たしている世帯

- ・ 令和 6 年度新たに住民税非課税となった世帯
- ・ 令和 6 年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯

☆ 支給対象とならない世帯

- ・ 令和 5 年度非課税世帯給付金、均等割のみ課税世帯給付金の支給を受けた世帯、又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象外です。
※給付金の対象となり、町から確認書が届いたが未受給の世帯、又は受給を辞退した世帯を含む
- ・ 他の自治体で本給付金と同様の給付金を受給した世帯
- ・ 住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯
- ・ 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税が課せられていない者を含む世帯
- ・ 令和 6 年 1 月 1 日に日本国内に住民登録がなかったことにより、住民税が課せられていない世帯

給付金支給の手続き

- 1 支給対象世帯に該当し和泊町から確認書が届いた世帯
⇒確認書を提出してください
 - ・ 和泊町から対象世帯主に確認書を送付します。※ 8 月中旬頃予定
 - ・ 内容を確認いただき、必要事項の記入と必要書類を添付のうえ、同封の返信用封

筒で返送して下さい。

- 2 支給対象世帯に該当するが、世帯の中に令和6年1月2日以降の転入者等がいる世帯

⇒別途申請が必要です。

※申請用紙を保健福祉課・総務課で準備しています。

申請期限

令和6年10月31日（木）まで

※給付金事業をかたった不審な電話やメールにご注意ください。

- ・和泊町や鹿児島県から給付のために手数料の振込を求めることや、ATM などの操作をお願いすることは、**絶対にありません。**

また、国税庁（税務署）から電話で「給付金を振り込むので」や「還付を受けられるので」と切り出し個人情報を聞き出すことは行っておりませんのでご注意ください。

※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき非課税です。また、差押えの対象にもなりません。

お問い合わせ

令和6年度非課税化世帯	：保健福祉課	0997-84-3517
令和6年度均等割のみ課税化世帯	：総務課	0997-84-3511
子ども加算	：こども未来課	0997-84-3111

